

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	大津市多胎児家庭育児支援事業
委託業務場所	大津市内
概要	2人以上の多胎の子を養育している家庭に対し、ホームヘルパー、保育士等を派遣し、家事、育児等に関する支援を行う。 ・対象：3歳未満の多胎児を養育している家庭 ・利用できる時間、回数 1回あたり 1時間から2時間まで（通院等の外出援助は4時間まで） 1世帯1週間当たり6回まで利用可 ・利用時間の上限 多胎児の出生から3歳に達する日の前日までの間に100時間 ・経費 1,270,325円 @2,135円×59.5時間
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	1,270,325円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号〔名称〕大津市社会福祉事業団 〔所在地〕大津市昭和町8番15号〔名称〕陽だまりヘルパーステーション 〔所在地〕大津市坂本六丁目6番31号〔名称〕コスモスヘルパーステーション 〔所在地〕大津市長等三丁目4番26号〔名称〕椿介護株式会社（訪問介護さくらんぼヘルパーステーション） 〔所在地〕大津市堅田一丁目5番19号〔名称〕訪問介護事業所ともに 〔所在地〕大津市大物665番地の9〔名称〕ホームヘルパーステーション松の浦湯治の郷
契約相手方の選定理由	当該業務については、市民がより身近な事業所で乳幼児に対するホームヘルプサービスを利用できるよう、市内に事業所を有する訪問介護支援事業所のうち、申出があった6社と委託契約の締結を行った。
拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。